

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の概要

平成27年6月24日、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」(以下「新風営法」といいます。)が公布され、平成28年6月23日に施行(特定遊興飲食店営業に関する規定は、同年3月23日に施行)されることになりました。これに伴い、本県の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(以下「条例」という。))を一部改正します。

① 特定遊興飲食店営業の規制

特定遊興飲食店営業
規定なし



特定遊興飲食店営業	
営業可能な地域	岡山駅前の繁華街地域 倉敷駅周辺の繁華街地域 倉敷市水島の繁華街地域
営業時間の制限	深夜において営業を営んではならない時間は、午前5時から午前6時まで
騒音及び振動の規制	地域及び時間帯に応じ、40デシベルから60デシベルまで
保全対象施設及び距離	深夜において児童を滞在させるための施設を有する児童福祉施設 入院施設を有する病院又は診療所 地域に応じ、30メートルから70メートルまで
遵守事項	風俗営業者に同じ (客引きに関する規定は深夜における営業に限る)

② 風俗営業の営業時間の延長

風俗営業		営業延長	営業延長
1号	キャバレー、待合等	特定の日や地域 午前1時まで	特定の日や地域 午前1時まで
2号	低照度飲食店		
3号	区画席飲食店		
4号	ぱちんこ・マージャン店等	—	—
5号	ゲームセンター等	—	—



【現行条例で定める特定の日や地域】

- 1月1日～1月4日、8月14～16日、12月25日～12月31日
- おかやま桃太郎まつり、倉敷天領夏まつり、津山納涼ごんごまつりが開催される日の翌日における開催市
- 岡山駅前の繁華街地域、倉敷駅周辺の繁華街地域、倉敷市水島の繁華街地域

③ ゲームセンターへの年少者の立入りの制限

ゲームセンターへの立入り制限	
16歳未満	日没後



ゲームセンターへの立入り制限	
16歳未満	午後6時まで
16歳未満で保護者同伴	午後10時まで

④ 風俗環境保全協議会の設置

風俗環境保全協議会
規定なし



風俗環境保全協議会	
設置地域	岡山駅前の繁華街地域 倉敷駅周辺の繁華街地域 倉敷市水島の繁華街地域